

第1章 刈谷市都市交通協議会

1 刈谷市都市交通協議会設置要綱

(設置)

第1条 刈谷市における都市交通の在り方を検討し、総合的な交通計画の策定及びその推進に必要な事項を協議するため、刈谷市都市交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 刈谷市における都市交通の在り方、施策の立案及び実施プログラムの策定に関する事項

(2) 実施プログラムの進捗管理、評価及び改善に関する事項

(3) 道路整備等の個別施策の策定、進捗管理、評価及び改善に関する事項

(4) 刈谷市における公共交通の在り方並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定及びその変更に関する事項

(5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の進捗管理、評価及び改善に関する事項

(6) 一般旅客自動車運送事業に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 前項第6号に掲げる事項については、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議として協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 事業者を代表する者

(3) 鉄道事業者を代表する者

(4) 自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者

(5) 刈谷市公共施設連絡バス運行事業の受託者を代表する者

(6) 市民又は公共交通機関の利用者を代表する者

(7) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局を代表する者

(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体を代表する者

(9) 刈谷警察署を代表する者

(10) 道路管理者

(11) その他関係行政機関の職員

(12) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の部員は、協議会において選任する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、都市政策部都市交通課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月14日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和5年6月14日以後最初に改正後の刈谷市都市交通協議会設置要綱第3条第2項第8号に掲げる者として委嘱される委員の任期は、同要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

2 刈谷市都市交通協議会委員名簿

【令和5年度】

委員号数	団体名	役職等	氏名	備考
第1号	中部大学 工学部 都市建設工学科	教授	磯部 友彦	会長
第1号	大同大学 工学部 建築学科 土木・環境専攻	准教授	樋口 恵一	副会長
第2号	トヨタ紡織(株) 総務部	総務室長	亀井 隆	
第2号	トヨタ車体(株) 総務部	総務室長	廣鹿 慎一	
第3号	名古屋鉄道(株) 地域連携部	交通サービス 担当課長	花村 元気	
第4号	(社)愛知県トラック協会 西三支部刈谷部会	部会長	出口 達也	
第4号	愛知県タクシー協会	副会長	横山 宜幸	
第4号	(公)愛知県バス協会	専務理事	小林 裕之	
第4号 第5号	名鉄バス(株) 運輸本部	首席交通企画官	大野 淳	
第6号	自治連合会	副会長	亀田 鹿雄	
第6号	女性の会連絡協議会	書記	森口 靖子	
第6号	刈谷商工会議所	専務理事	岡田 行永	監事
第6号	一般社団法人 刈谷青年会議所	理事長	高橋 正典	
第6号	かりや消費者生活学校	運営委員長	作田 美乃利	
第7号	中部運輸局 愛知運輸支局	首席運輸企画 専門官	宮川 高彰	
第8号	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	永井 隆拓	
第9号	刈谷警察署	交通課長	武田 謙次	
第10号	愛知県 知立建設事務所	企画調整監	河合 敦	
第10号	刈谷市	建設部長	齋藤 昭久	
第11号	愛知県 都市・交通局	交通対策課長	山田 浩之	
第11号	愛知県 都市・交通局 都市基盤部	都市計画課長	伊藤 慎悟	
第12号	刈谷市	都市政策部長	竹内 健人	
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 建政部	都市整備課長	後藤 直紀	
オブザーバー	刈谷市	企画財政部長	村口 文希	
オブザーバー	刈谷市	産業環境部長	伊藤 雅人	